

平成 17 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 : 平成 17 年 6 月 8 日 (水) 16 時 ~ 17 時 10 分
場 所 : 財団法人日本体育協会 理事・監事室
出席者 : 長沼本部長、佐藤、田中の各副本部長
原田、山野井、廣川、佐藤、織奥、高橋、宮崎、折原、菅原、村田、平井、山岸、
大橋、大山、山崎の各常任委員
委 任 吉田、島中、松井、小杉
委員総数 22 名、うち出席 22 名 (委任 4 名を含む)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
事務局 岡崎事務局長、古賀事務局次長、小寺部長、小林課長
他青少年スポーツ部員

議事に先立ち、長沼本部長より挨拶があり、その後、長沼本部長を議長とし、議事に入った。

< 報告事項 >

1 .平成 17 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長より資料に基づき報告、これを了承。

2 .平成 17 年度日本スポーツ少年団事業予算について

事務局より 去る 3 月開催の平成 16 年度第 4 回常任委員会および第 2 回委員総会にて承認を得、その後の各種助成金・補助金の内定を受けての最終編成を本部長に一任されていた平成 17 年度日本スポーツ少年団事業予算(実行予算)について、資料に基づき説明。これを了承。

3 .第 32 回日独スポーツ少年団同時交流「日本派遣団」の決定について

事務局より 資料に基づき、事前研修を経て 12 グループ 94 名が派遣団員として正式決定し、日本派遣団は団長団 3 名を加えた計 97 名 (欠員 28 名)となった旨を報告。

なお、派遣団員の欠員については、ドイツ側に状況を説明し理解を得たが、ブロック選出の常任委員に対し、明年の派遣に向けブロック内各道府県へ指導いただくようお願いした。

また、派遣団はグループごとに事前研修会を行い、7 月 19 日に東京に集結、結団式を行って、翌 20 日に出発、8 月 11 日に帰国することを報告。以上、いずれも了承。

4 .2005 年日中青少年スポーツ団員交流・指導者交流受入事業について

事務局より資料に基づき、隔年で派遣・受入を行っている本事業について、本年は受入の年にあたり、団員交流については、8 月 22 日から 28 日までの 7 日間、愛知県豊橋市にて受入を実施し、指導者を含む 40 名が来日する予定であることを報告。

また、指導者交流については、10 月 21 日から 30 日までの 10 日間、主に兵庫県、和歌

山県にて指導者 10 名の受入を予定しており、資料記載の研修テーマに従った視察、現地スポーツ指導者とのディスカッションなどを予定していることを報告、いずれも了承。

5. 専門部会報告およびプロジェクト報告

各専門部会の部会長より 5 月および 6 月に開催した各部会の協議事項について次のとおり報告。なお、部会での協議事項のうち、本常任委員会での報告事項、協議事項については省略した。

【活動開発部会】

山岸部会長より次の 1 点について報告。

(1) 全国スポーツ少年団バレーボール交流大会について

第 3 回北海道大会の開催にあたり、競技補助員（線審、得点揭示係）の確保について協議を行い、第 2 回大会までは、開催地少年団の活性化を狙い、競技補助員を地元の少年団から確保していたが、第 3 回大会では、開催地である札幌市、江別市に登録少年団数が少ないため、人員の確保が困難であることから、各参加チームより 4 名を競技補助員として協力願うこととし、その旨実施要項にも記載することとした。

なお、この件については、小学生バレーボール連盟、北海道スポーツ少年団も了承済みである。

【広報普及部会】

山野井部会長より次の 3 点について報告。

(1) スポーツ広報ガイドブックの完成について

市区町村スポーツ少年団における広報活動の充実を目指し、平成 16 年度に作成作業を行っていたスポーツ広報ガイドブックについて、秋田県琴丘町、静岡県袋井市、滋賀県大津市の協力を得て 3 月に完成、都道府県スポーツ少年団および全国の市区町村スポーツ少年団へ配布した。

(2) 平成 17 年度広報出版物等の作成・配布について

(3) 平成 18 年度広報出版物等の作成・配布について

(2)(3)については、組織外への PR 強化に伴い、担当部会員を中心に広報媒体の再検討を行い、より魅力的な広報資料づくりを行っていくことを確認した。

【指導育成部会】

大橋部会長より次の 5 点について報告。

(1) 平成 17 年度認定育成員研修会について

(2) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

(1)(2)については、本年度の実施内容について具体的検討を行い、事業に取り組むこととした。

(3) リーダー養成ワーキンググループの設置について

平成 16 年度末をもって指導者・リーダー養成プロジェクトが解散したことに伴い、本年度よりリーダー養成に関しては指導育成部会にワーキンググループを設置することとし、リーダー養成ワーキンググループの所管事項とメンバー編成について協議を行った。

(4) 平成 18 年度以降の認定員養成講習会カリキュラムについて

認定員養成講習会は、平成 18 年度から日本体育協会公認「スポーツリーダー」養成講習会カリキュラムでの実施となるが、このカリキュラムでは、少年団に関する内容が不足しているため、少年団に特化した科目を加えた「認定員養成講習会」新カリキュラムに基づき実施することとした。

(5) 日本スポーツ少年団指導者制度改正に伴う認定育成員の資格認定について

少年団指導者制度の改正に伴い、「認定育成員」資格の認定は、公認スポーツ指導者資格を保有し、都道府県の推薦があった者に対して認定することとなったが、その手続き方法について確認した。

【スポーツ安全対策プロジェクト】

・ ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムワーキンググループ

事務局より次の 2 点について報告。

(1) 2006 年ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムの開催について

2006 年の本事業については、平成 18 年 2 月 5 日(日)に、広島県「リーガロイヤルホテル広島」で開催することを決定。テーマについては、安全対策として予防問題に焦点をあて、主にスポーツドクターを中心に特別講演の演者を依頼することとした。

(2) 弁護士組織化について

現在、組織化の先駆けとして、法律 WG メンバーを中心にした弁護士を、日本スポーツ少年団の研修会やスポーツ指導者育成部が行っている指導者養成講習会等へ講師として派遣しているが、今後は活動の分野、対象の弁護士などを広げていくことを確認した。

6. ブロック報告

特になし。

7. その他

(1) 生涯スポーツ功労者の推薦について

事務局より資料に基づき、生涯スポーツ功労者の文部科学省への推薦について、ブロック持ち回りの当該県より推薦があり、推薦枠どおり 10 名を推薦する旨報告。これを了承。

< 議 案 >

1. 平成 17 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

事務局より明 9 日開催の第 1 回委員総会について資料(総会次第)に沿って取り進めたい旨説明。これを承認。

2. 平成 16 年度日本スポーツ少年団事業報告および決算(案)について

事務局より資料に基づき説明。これを承認。明 9 日の委員総会に諮ることとした。

3.平成 18 年度日本スポーツ少年団事業計画 (案)および要望予算の編成について

事務局より 各専門部会で検討し、最終的に取りまとめた事業計画 (案)について、資料に基づき説明。これを承認。

なお、要望予算の編成については、本事業計画 (案)が明9日の委員総会で承認を得た後に予算編成作業に入るため、その取りまとめは本部長に一任願うことで総会へ諮ることとした。

4.平成 17 年度日本スポーツ少年団顕彰について

事務局より資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準により各都道府県から候補として推薦のあった33都道府県50市区町村スポーツ少年団および42都道府県129名の指導者について、いずれも資格を満たしており本日付をもって表彰したい旨説明。

なお、青森県、鳥取県、島根県、宮崎県の候補については、県の機関決定が本常任委員会以降になることから、候補者等の審査について、長沼本部長に一任願うこととした。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様各都道府県に一任し、年度末に一括報告願う形態をとりたい旨説明。いずれも承認。

表彰市区町村および指導者については、明9日開催の委員総会に報告するとともに、**「Sport JUST」**7月号に掲載し公表する旨説明。

5.2005 年日独スポーツ少年団役員交流 (派遣)について

事務局より 実施要項 (案)に基づき、来たる10月11日から17日までの7日間、日本スポーツ少年団役員団をドイツへ派遣する旨説明。

なお、役員団の編成については、正副本部長、常任委員、活動開発部会、役職員の中から8名の枠内で編成する計画だが、派遣団の編成およびドイツでの協議内容については、長沼本部長に一任願う旨諮り、これを承認。

6.その他

(1)第 28 回全国スポーツ少年団剣道交流大会の開催について

(2)第 3 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について

事務局より 明年3月に宮城県で開催される第28回剣道交流大会、北海道で開催される第3回バレーボール交流大会について、各大会の実施要項 (案)が、今後9月から10月に行われる実行委員会にて審議されるため、次回常任委員会での議を経て各都道府県へ通知する手順では参加者の募集等に影響が出ることから、実行委員会に出席予定の副本部長に一任願う、その後各都道府県へ通知したうえで、次回常任委員会に報告する旨諮り、これを承認。

佐藤常任委員より、近畿ブロックでの会議において、現行小学校4年生以上となっている剣道交流大会の参加基準について、先鋒については3年生からの参加を認めて欲しいという要望が出された旨の報告があった。これに対し、村田常任委員より、発育発達上、3年生の年齢での参加はスポーツ障害を誘発する恐れがあるので競技大会への参加は避けた方がいいが、参加を認める場合はルール変更などの対応が必要であるとの意見が出た。

これらの意見に対し、事務局より、開催基準要項で4年生以上と定められているため、活動開発部会にて検討する旨回答を行った。

以上、協議し17時10分閉会した。